

# 行政連携委員会からの報告

本委員会ではこの3年間にわたって、中部支部圏内7県及び各県下市町村の都市計画担当課の協力を得て、各市町村の都市計画審議会の実態についての調査を行った。その調査結果を岐阜大学大学院地域科学研究科の大学院生、劉嘉茵(竹内ゼミ)がまとめて報告しているので、以下に同報告文より抜粋して紹介する。

本調査では、中部7県の都市計画区域をもつ308市町村を調査対象とした。第一回調査(各県都市計画担当課より、行政文書送達ルートに便乗)の回収件数は256市町村、回収率は83%で(表-1)、第2回調査(アンケート調査)の回収件数は273市町村、回収率は88%である(表-2)。

表-1 第一回調査の回収一覧表

県名	愛知	岐阜	三重	静岡	福井	石川	富山	合計
配布数	75	48	47	60	23	26	29	308
回収数	72	29	33	51	20	24	27	256
回収率(%)	96	60	70	85	87	92	93	83

表-2 第二回調査の回収一覧表

県名	愛知	岐阜	三重	静岡	福井	石川	富山	合計
配布数	75	48	47	60	23	26	29	308
回収数	72	41	44	53	20	21	22	273
回収率(%)	95	83	92	88	87	81	76	88

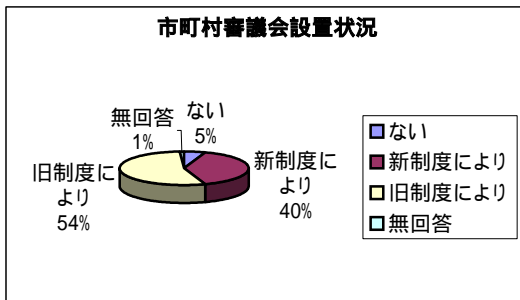
第一回で調査した内容は二つである。一つは都市計画審議会設置条例の内容、もう一つは同審議会委員の名簿(委員資格、専門分野、所属付)である。

第二回で調査した具体的な内容は、都市計画審議会の審議概要(審議会の開催回数、議案の数と種類、審議会の公開等)都市計画マスタープランの策定状況(マスタープランの有無、組織、策定作業、決定手続き等)の二つである。第二回はアンケート形式で、全部で15問である。

## 1. 市町村都計審の設置状況

市町村の都市計画審議会は、これまでは建設省の通達(昭和44年建設事務次官通達、改正昭和57年都計発第60号)に基づいて設置されていたが、2000年4月、都市計画法の改正により同法第77条の2第1項の規定に基づいて設置できる市町村の附属機関となった。このような事情を反映して、図-1のように、9割の市町村が都市計画審議会を設置している。新制度によって、新たに作られた都計審は全体の4割を占めている。

図-1. 市町村都計審設置状況図

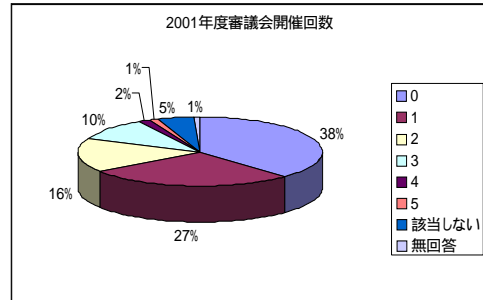


## 2. 市町村都計審の充実状況

### 開催回数

9割以上の市町村に都計審が設置されているが、その中一年間に一回も審議会を開催していない市町村が全体の約4割を占めている。1回だけ審議会を開催したのは全体の3割ぐらいで、4回以上開催した審議会は全体のわずか3%である(図-2)。

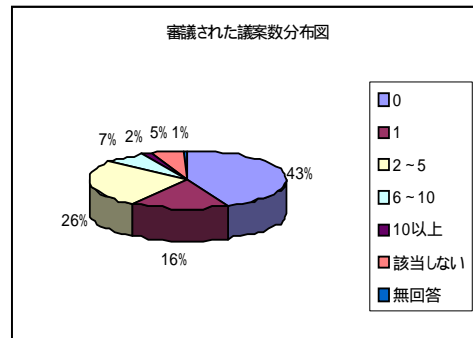
図-2. 審議会開催数



### 審議議案数

審議された議案数を見てみると、4割以上の市町村は、議案数が0である。5件以上の議案を審議した市町村は全体の9%である(図-3)。審議会を開催した市町村の中でも、約8%の審議会では議案が審議されていなかった。

図-3. 審議された議案数分布図



### 審議議案内容

議案の内容についてみると、表-3のように都市計画道路に関する都市計画決定が、一番多くなっている。つぎは用途地域に関する都市計画決定、地区計画に関する都市計画決定の順である。

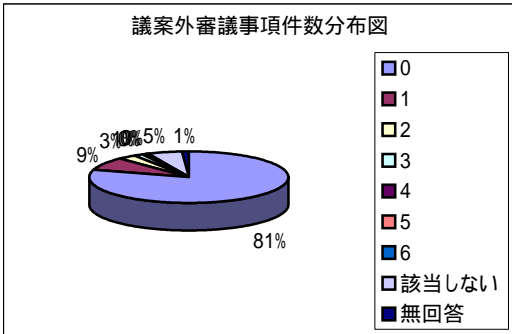
表-3. 審議議案内容

内容	件数
1 都市計画道路(駅前広場等を含む)に関する都市計画決定	80
2 公園・緑地に関する都市計画決定	41
3 下水道に関する都市計画決定	35
4 供給・処理施設に関する都市計画決定	8
5 その他の都市計画施設に関する都市計画決定	12
6 市街地開発事業に関する都市計画決定	24
7 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定	8
8 用途地域に関する都市計画決定	57
9 地区計画に関する都市計画決定	54
10 生産緑地に関する都市計画決定	22
11 その他の地域地区に関する都市計画決定	32
12 その他の都市計画決定	8
13 特殊建築物の敷地の位置(建築基準法第51条ただし書き関連等)についての議決	21
14 都市計画マスタープランに関する議決	17
15 その他の議決案件	24
16 決定・議決を要さない案件	28
17 その他の上記に含まれない案件	18
合計	489

議案外審議事項

8割ぐらいの市町村の議案外審議数は0である(図-4)。法定審議会の役割として都市計画に関する幅広い審議が期待されているにもかかわらず、多くの審議会は審議した議案数、議案外審議事項が0か、少ないことがわかった。

図-4. 議案外審議事項分布図



以上のような状況で、本調査では、都計審がない、都計審が年1回も開かれない、あるいは都計審の年議案数が0である市町村を都市計画審議会がまともに働いていないものと定義し、そのような市町村の県別一覧表(表-4)をつくった。表-4のように、中部7県下各県とも4割以上の市町村審議会がまともに働いていないことがわかる。とくに、岐阜県と三重県では、約8割の市町村都計審がほとんど機能していないことがわかる。

表-4. 機能しない審議会分布表

	機能しない審議会数	市町村数	比率(%)
愛知県	30	72	41.67
岐阜県	23	29	79.31
三重県	27	33	81.81
静岡県	24	51	47.06
石川県	10	24	41.67
福井県	9	20	45
富山県	13	27	48.15
合計	136	273	49.82

以上により、9割ぐらいの市町村は都市計画審議会を設置したが、審議会を開催しない、議案を審議しない、あるいは、議案数が少ない市町村が多く存在していることがわかった。市町村都市計画審議会は、都市計画決定の形式的な同意機構として利用されている傾向がある。折角設置された都計審を、各市町村の自主的で個性ある都市計画行政の推進に役立たせていくことが望まれる。

3. 都市計画審議会委員の構成

都計審規模の分布と充足状況

市町村都計審の規模の把握のために、定員数と現員数をみることにした。都計審の定員は、一般に10~15人で、これが全体の73%を占めている。定員最小は5人以下が2件あって、最大は25人が4件ある(表-5)。

そして、現員数は、一般に8~15人で、全体の80%を占めている(表-6)。定員充足率は満員が56.2%、オーバーが14市町村で、全体の5.5%を占めている。これは、現員数に臨時委員等を含めているために、生じた現象で、正規委員が定員を上まわっているのではないと考えられる。

表-5 定員人数分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	5以下	2	0.8
2	6-7	9	3.5
3	8-9	17	6.6
4	10-11	80	31.2
5	12-13	38	14.8
6	14-15	68	26.6
7	16-17	11	4.3
8	18-19	5	2
9	20-21	22	8.6
10	21以上	4	1.6
	合計	256	100

表-6 委員人数分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	5以下	1	0.4
2	6-7	13	5
3	8-9	41	16
4	10-11	69	27
5	12-13	45	17.6
6	14-15	51	19.9
7	16-17	15	5.9
8	18-19	11	4.3
9	20-21	8	3.1
10	22-23	1	0.4
11	24以上	1	0.4
1項委員の合計		256	100

1項委員の具体的な委員構成について、分析してみると、大学人委員と大学人外の学識経験者の合計数は、4,5人を中心に、2~6人の場合が多い。2~6人いる都計審は全体の73%を占めている。全委員に対する構成比は表-7のようである。

表-7 学識経験者構成比分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	0	5	2.0
2	0以上-10%未満	6	2.3
3	10%-20%未満	10	3.9
4	20%-30%未満	33	12.9
5	30%-40%未満	62	24.2
6	40%-50%未満	53	20.7
7	50%-60%未満	51	19.9
8	60%-70%未満	20	7.8
9	70%以上	16	6.3
	合計	256	100.0

1項委員中の議員委員(1-2)については、議員委員4人がいるケース最も多く、全体の26%を占めている。そして、議員委員がないのが4件ある(表-8)。

表-8 議員構成比度数分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	0	4	1.5
2	0以上-10%未満	2	0.8
3	10%-20%未満	14	5.5
4	20%-30%未満	44	17.2
5	30%-40%未満	72	28.1
6	40%-50%未満	63	24.6
7	50%-60%未満	44	17.2
8	60%-70%未満	10	3.9
9	70%以上	3	1.2
	合計	256	100.0

学識者委員の実態

1項委員中の大学人委員をもつ都計審は全体の28%を占めている。その中、大学人委員6人以上がいる都計審が一つで、1,2名いるケースが圧倒的である(表-9)。少ない大学人委員の中に、重複

委員もいる。2 審議会の委員は 13 人、3 審議会の委員は 6 人、4 審議会の委員は 1 人である。これにも、大学人委員の不足を表わしている。

表-9 学識経験者(大学人)構成比度数分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	0	184	71.9
2	0以上-10%未満	31	12.1
3	10% - 20%未満	26	10.2
4	20% - 30%未満	10	3.9
5	30%以上	5	1.9
	合計	256	100.0

そして、学識委員のうち、専門委員を以下のように定義すると、表-12のように、全委員中に専門委員の割合は多くないことがわかる。そして、都市計画学会員の少なさも今後の課題といえよう。

専門委員 = 大学人 + 専門記載ある大学人外学識委員

表-12 専門委員構成表

	人数	比率
全委員		
専門委員	812	26.1%(対全委員)
大学委員	141	17.4%(対専門委員)
都市計画学会委員	28	3.5%(同上)

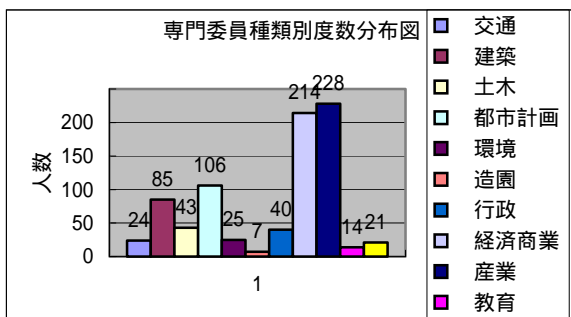
専門委員をもっている都計審は 199 で、全体の 78%を占めている。専門委員の県別分布を見てみると、岐阜県と富山県に、専門委員がいない市町村が非常に多いことがわかる(表-13)。

表-13 県別専門委員分布表

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	8人以上	合計
愛知	3	1	9	8	15	15	3	9	5	4	72
岐阜	18	8	1	0	1	0	0	1	0	0	29
三重	3	3	7	5	6	3	1	2	3	0	33
静岡	7	3	9	5	12	7	6	2	0	0	51
石川	1	0	6	5	7	1	1	1	1	1	24
福井	2	3	4	3	4	2	1	0	1	0	20
富山	23	0	2	0	0	0	0	0	0	2	27
合計	57	18	38	26	45	28	12	15	10	7	256

専門分野をみると、最も多いのは商業・経済、農業等の産業で、都市計画(交通；建築；土木；都市計画；環境；造園)の専門は36%の290名にすぎない(図-5)。

図-5 専門委員種類別度数分布図



### 2 項委員の普及状況

2 項委員について、住民代表委員がいる都計審は 61 審議会で、全体の 24%を占めている。しかしその人数はあまり多くなく 1~3 人が普通で、6 人以上いる場合は 5 件にすぎない(表 14)。2 項委員の関連行政機関職員委員については、いないケースは 70 件で、全体の 31%を占めている。2 人を中心に 1 ~ 4 人がいる場合が多く

て、全体の半分以上(57%)になった(表 15)。

表-14 市民代表構成比度数分布表

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	0	117	45.7
2	0以上-10%未満	39	15.2
3	10% - 20%未満	59	23.1
4	20% - 30%未満	27	10.6
5	30% - 40%未満	9	3.5
6	40%以上	5	1.9
	合計	256	100.0

番号	階級	度数	相対度数(%)
1	0	79	30.9
2	0以上-10%未満	12	4.7
3	10% - 20%未満	62	24.2
4	20% - 30%未満	53	20.7
5	30% - 40%未満	26	10.1
6	40% - 50%未満	11	4.3
7	50%以上	13	5.1

専門委員を不足を関係行政職員と住民代表の補充している傾向があるかどうかを知るため、専門委員構成比と関係行政職員の構成比、そして専門委員構成比と住民代表委員の構成比の相関分析をした。結果は二つの相関とも極めて低いので、そのような傾向が無いことがわかった。